きもべつ

議会だより

平成二十年第四回定例会

第129号

平成21年1月

発行／喜茂別町議会　編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会

もくじ

審議された議案と結果……P2
決算特別委員会質疑要旨……P4
議案に対する質疑……P10
（表紙写真
後志地区子ども会かるた大会）

平成20年第四回定例議会

審議された議案と結果

第四回定例会は、12月12日から17日までの6日間の会期で行われ、冒頭、町長より、ふるっぷ温泉の廃止後の対応、まちづくり懇談会の報告、留寿都村・喜茂別町合併協議会の協議の概要など、3件について行政報告がありました。

議案の審議については、決算特別委員会（日下博文委員長）で審査された、平成19年度各会計の決算が認定されたほか、報告3件、議案7件が審議され、不承認となった、報告第1号を除く、いずれの案件も原案どおり可決されました。

また11月12日に、経済常任委員会、市街地活性化計画調査特別委員会による所管事務調査を実施し、経済常任委員会では、本年度に建設された、高齢者向けオール電化住宅の内容、市街地活性化計画調査特別委員会では、（仮称）郷の駅きもべつの駐車スペース等について調査を実施しました。

認定第1号　**平成19年度喜茂別町一般会計歳入歳出決算認定について**

認定第2号　**平成19年度喜茂別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

認定第3号　**平成19年度喜茂別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**

認定第4号　**平成19年度喜茂別町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**

認定第5号　**平成19年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について**

認定第6号　**平成19年度喜茂別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

（認定第1号から認定第6号までの、平成19年度各会計の決算については認定されました）

報告第1号　**工事請負契約の専決処分に関し承認を求めることについて**

平成20年6月19日に議決した、まちづくり交付金事業町道2条通り線改良舗装工事において、既存アスファルト撤去のため、再測定をしたところ、車道部及び歩道部の舗装厚が、当初設計より、それぞれ1センチメートルの増となり、それにより撤去工事及び処分費用が増えたことと、歩道と民有地に高低差が生じ、当初の予定に無かった、取り付け部分の路盤及び舗装工事が必要となり、そのための設計変更が必要となったことから、当初の契約金額8千9百4万円に2百80万3千5百円を追加し、9千1百84万3千5百円に変更するため、専決処分を行ったことに同意を求めるものです。

（報告第1号の質疑内容については、10ページをご覧下さい）

原案不承認

報告第2号　**平成20年度喜茂別町一般会計補正予算（第7回）の専決処分に関し承認を求めることについて**

中山峠高原ホテルの屋根ふき替え工事に伴う修繕工事費で96万8千円、中山峠森の美術館の浄化槽配管連結部分の補修工事費で48万9千円を追加し、予算総額を25億4千3百56万2千円とする専決処分を行ったことに同意を求めるものです。

原案承認

報告第3号

平成20年度喜茂別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の専決処分に関し承認を求めることについて

平成20年4月1日から実施の、介護予防給付の施行に伴う、ヘルパーステーション等の管理システム導入費負担金の消費税分を、当初予算に計上していなかったため、消費税の追加分4万円と委託料の減額分4万円を差し引き、予算総額は変更無しとする専決処分を行ったことに同意を求めるものです。

原案承認

議案第1号

喜茂別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平19成年度において、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたことに伴い、関連する部分の条例改正を行うものです。

原案可決

議案第2号

後志支庁管内公平委員会規約の変更について

後志管内の19町村と8つの一部事務組合で構成されている、後志支庁管内公平委員会に、後志広域連合が加入するため、所要の改正を行うものです。

原案可決

議案第3号

後志広域連合規約の変更について

平成21年4月1日から、後志広域連合が介護保険者となり、その事務を処理するため、今まで、後志管内の各地区別に共同設置されている、介護審査会の経費負担割合を、後志広域連合の規約の中で定めることから、規約の変更を行うものです。

原案可決

議案第4号

平成20年度喜茂別町一般会計補正予算（第8回）

国が緊急対策として実施する、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金事業費1千3百69万4千円、総合行政ネットワークシステム改修費6百36万1千円、役場分庁舎を図書室とするための改修費1百50万円など、2千1百55万5千円の増額と入札の執行残など、7百55万7千円の減額により1千3百99万8千円を追加し、予算総額は25億5千7百56万円となります。

原案可決

議案第5号

平成20年度喜茂別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

平成19年度の療養給付費等負担金及び療養給費交付金の精算により、53万8千円を追加し、予算総額は3億9千6百52万4千円となります。

原案可決

議案第6号

平成20年度喜茂別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

国の介護認定調査内容の変更に伴い、平成21年2月1日以降の介護保険申請者に適用するためのシステム改修費負担金9万5千円を追加し、介護保険事業勘定の予算総額は2億2千4百64万8千円となります。

原案可決

議案第7号

喜茂別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

産科医療補償制度の導入のため、健康保険法施行令等の一部が改正され、平成21年1月1日から施行となることから、所要の改正を行うものです。

原案可決

決算特別委員会（一般会計）質疑要旨

菊地委員

最初に、税及び税外収入の徴収体制について伺います。

監査委員会の決算審査意見書の総括意見の中で、徴収状況は改善傾向にあるものの、全体的に、まだ深刻な状態であり、財政の健全性や町民負担の公平性から、重要な課題として、政策的に対処することや、その改善策の一環として、税及び税外収入に対する、徴収業務の一元化と推進について、平成18年度に引き続き、19年度においても強く指摘されております。

そこで2カ年にわたる監査委員会の強い指摘に対し、現在はどのような体制になっているのか、町長に伺います。

菅原町長

税の徴収一元化について、確固たる組織を、まだ持ち得ずに2年間にわたり指摘を受けており、これは、私の力量不足もありますが、各課の徴収力の強化が基本になると思います。

また、徴収関係を税務課中心に一元化することは、まだ不十分で、現在の人員体制の中では非常に厳しく、税務課に集中するのではなく、各課の連携と協力による徴収体制の確立に努めたいと思っております。

菊地委員

次に、歳入の関係で、公営住宅、下水道使用料、国民健康保険税、介護保険料では、時効の成立、自己破産、死亡等の理由で、不納欠損処分を行っておりますが、町税では、不納欠損処分は行われておりません。

町税で不納欠損処分が無かった事由について伺います。

内村総務課長

不納欠損できる事由としてはすでに調定された歳入が調定できない場合や地方公共団体の金銭債権の5年間の消滅時効の完成時であり、今回、各会計間にわたって不納欠損処分を行っている事由として、町税では、手続上の問題で、翌年度において不納欠損処分を行うべく事務を進めた関係から、平成19年度では、不納欠損処分の案件が無かったということです。

菊地委員

次に、税及び税外収入の関係で、現在、協議中の留寿都村との合併が、現実のものとなり、新町がスタートということになると、徴収が絶対的に不可能な未収金の処理として、私は、正当な事由によるものは、合併前に、あらかじめ一定程度の整理をする必要性があるのではないかと思っております。

この関係は、合併後という想定的な質問ではありますが、どのような考えを持っているのか伺います。

内村総務課長

仮に、合併が整い、22年度から留寿都村と一つの形になりましても、債権の確保や徴収については、本町としても、最善の努力をしていくことが、第一ではないかと思っております。

また、後志広域連合で行う換価処分や納税の誓約などで、滞納分の徴収効果が高くなることもありますので、広域連合と連携を取りながら、税収の確保に努めるなど、最善の努力をした上で、合併に向かっていきたいと考えております。

菊地委員

次に、決算書の説明資料の中に、後志広域連合に参加し、地方分権の進展に伴う、権限移譲の受け皿となる、広域連合体制の整備に取り組んだとの記述がありますが、今後、予想される国の権限移譲の流れと広域連合が取り組んでいる体制整備の内容について伺います。

内村総務課長

平成17年3月、道州制に向けた、北海道から市町村への事務権限の移譲方針というものが策定され、例年4月に、北海道から各市町村に対して、約2千6百ある移譲項目について、移譲要件の照会が行われ、これを基に町村では、事務体制の整ったものから、年度ごとに権限の移譲を受けており、現在、本町にも一部の権限が移譲されておりますが、職員の減少等の要因もあって、すべてものを受け入れる体制にはなっておりません。

今まで、浄化槽法や商工会法に基づく権限の移譲を受けておりますが、本年度も中小企業等協同組合法による認可事務関係や連結法人の優良な住宅供給の

寄与に関する事務の権限移譲を受けることで進めております。
　後志広域連合における体制の整備については、権限移譲に向けた取り組みの協議が、まだ整っておりませんが、今後、北海道の移譲リストに基づき、体制的に処理が可能なものについては、協議があるものと認識いたしております。

成　人　式

菊地委員

　次に、公営住宅の関係で、決算説明資料の中に、公営住宅の階段の両側に手すりを取り付け高齢者に配慮したとの記述がありますが、エレベーターが設置されていない、本町の公営住宅においては、公営住宅の2階部分に入居している高齢者の方々にとって、階段の上り下りがきついものとなっております。
　私の方にも、高齢者の方からこうした関係の、悩みや相談が寄せられており、これらの関係は、早急に取り組むべき課題であると思いますが、現在、高齢者が入居している公営住宅は何戸あるのか。
　また、今後、こうした方々に対して、階段を使用しなくても済むような、住宅への住み替えなど、何らかの配慮をしていく考えはあるのか伺います。

藤井建設課長

　現在、公営住宅の2階以上に入居している75歳以上の高齢者の戸数は6戸であります。
　平成2年までに建てられた公営住宅は、階段の段差が非常に高く、急こう配となっておりますので、昨年度において、高齢者対策として、階段の両脇に手すりを取り付けております。
　また、高齢者が入居している下の階の入居者が退去した場合には、新規の入居手続きではなく、上の階の高齢者の方が、下の階の方へ住み替えができますし、条件的に合えば、大町の老人住宅の方にも、住み替えが可能となっております。

菊地委員

　公営住宅の暖房などの設備については、一般的に、町が設置していると思いますが、現在でも、個人負担で設備しなければ住めない公営住宅もあると聞いております。
　仮に、高齢者の方が、こうした住宅へ住み替えを進められても、年金生活を送る中での新たな設備費負担は、経済的に非常に厳しく、こうした住み替えがスムーズに進まない大きな要因ではないかと思います。
　また、本町ではオール電化の高齢者向け住宅が、すでに完成していると聞いておりますが、一方で、こうした住宅があるということで、高齢者が入居する公営住宅の間で、入居条件に大きな差があることになります。
　高齢者の方々は、年ごとに年齢が高くなり、急がなければならない問題ですが、こうした入居時の設備負担に対する改善を行う考えについて伺います。

藤井建設課長

　町が設置している公営住宅の設備としては、補助項目が変更となった、平成5年度から、F・Fストーブ、ユニットバスの給湯設備で、それ以前は、補助項目にありませんでしたので、自己負担でストーブや風呂を設置することになっており、原則的には個人負担でありますが、高齢者対策として、検討事項とさせていただきたいと思います。

菊地委員

　検討するということですが、あまり時間のある話では無いので、早急に状況を把握し、対策を採ることが、温かい高齢者対策になると思います。
　住民にとって、住む場所は一番重要な事柄で、特に、高齢者の方々は、こうした関係の対策には注目しております。
　決算審議は、来年度予算に関連するものでありますので、早

急に調査され、対策を採るべきと思いますが、対策を行う考えについて伺います。

藤井建設課長

公営住宅にお住まいの高齢者の状況をきめ細かく調査し、単年度で無理なものは計画的に、来年度予算で可能なものは、来年度予算に反映させていきたいと考えております。

山下委員

平成19年度から、喜茂別厚生病院が診療所となり、町の赤字補てん額が一〇〇パーセントとなったことは、今後、この関係の負担が重くなってきます。

先の、町長の報告では、中央省庁に、赤字補てんを特別交付税でお願いできないか要望しているとのことですが、この関係の活動内容について伺います。

菅原町長

診療所化と、医療制度の改革により、その後の1・2年、赤字額が増えたということです。

この段階において、特別交付税の中身は、わかりませんでしたが、前年に比べて増えたという現象から、十分に配慮があったものと推察しております。

しかし、問題となるのはこれからで、診療所と一般病院については、今まで国に、いろいろな要請活動を行い、その成果かどうかはわかりませんが、厚生病院は公的医療機関として、国も認めたということです。

特別交付税の関係で、ルール上の良い悪いは別として、公的医療機関として、ベットのあるものは対象ということで進んでおり、厚生連の中で、ベットの無い、上湧別、苫前、喜茂別の3診療所については、今のところ前年と同様に、特別交付税のルール外に求めていく以外に無いということで、総務省や北海道に、特別な配慮を願う要望をしておりますが、まだ、明確な返事はいただいておりません。

私どもは、まず厚生クリニックの経営改善から進めなければなりませんので、現在、厚生連と、どこまで詰められるか議論をしているところです。

いずれにしても、赤字額の減少が、町の負担減につながりますので、現時点では、国や北海道の支援を願うことと、厚生クリニックの経営改善を、強く求めていくことの2方面で、対応したいと考えております。

山下委員

次に、不納欠損額が5百77万4千円と、大幅に増となっており、不納欠損処分の理由は、時効の成立や倒産、死亡となっておりますが、時効の成立の中で時効の停止中に徴収できるものが無かったのか伺います。

内村総務課長

不納欠損処分は、時効により債権が消滅することで、処分が可能となりますが、その処分の認定にあたっては、最大限の徴収努力を行った上で、行うのが一つの考えであり、当然、債権の徴収にあたっては、多少でも納入してもらう姿勢で臨むことが、重要と考えております。

また、税の部分については昨年度より、後志広域連合の中で換価処分という、ある意味では強制的な部分も含めた取り組みも始まっており、徴収にあたっては、最大限の努力が基本的な考え方でありますが、時効の一時停止も含め、今回の不納欠損処分はやむを得ないものと判断いたしております。

山下委員

次に、平成19年度の、公営住宅の火災報知器の設置状況と設置戸数について伺います。

藤井建設課長

公営住宅の火災報知機の設置は、消防法の改正で義務化されましたが、予算の関係から、平成19年度から21年度の3年で設置することにしております。

なお、平成19年度の公営住宅の火災報知器設置戸数は、緑町団地48戸、双葉団地4戸、中里団地8戸、栄団地5戸、計65戸に設置しております。

山下委員

次に、喜茂別町障害福祉計画が、昨年、完成しております。

この計画における、平成19年度から23年度の5カ年計画の中で「第5章の障害福祉計画」については、障害者自立支援法の規定により、平成18年度から20年度までを第1期計画期間としその実績を踏まえ、必要な見直しを行った上で、平成21年度から23年度までを計画期間とする第2期計画を策定することになっておりますが、喜茂別町の計

画の進捗状況は、どのようになっているのか伺います。

藤巻住民福祉課長

本計画は、平成23年度までの計画内容を、21年度に見直しをすることになっております。

後志支庁の指導の中で、見直しにあたっては、これまでの障害区分の状況を含め、今年度中に、整備するための資料作りを進めることになっております。

喜茂別消防出初式

山下委員

この計画の中には、障害者または一般住民の方のアンケートの結果も出ております。

例えば、調査結果のまとめの中で、住まいや生活場所の関係については、緊急通報設備や生活援助員（L・S・A）が配置されたケア付き住宅、グループホームなどの整備、障害者の生活に配慮した公営住宅の整備・拡充の希望が高くなっています。

施設から地域での自立生活が大きな流れの中で、地域社会で自立できる環境の実現のため、障害者に配慮した公営住宅の整備、グループホームやケア付き住宅の整備は重要でありますがこの関係について、どのような検討をしているのか伺います。

藤巻住民福祉課長

ご指摘の、施設整備の関係については、平成19年度計画のアンケート結果の対策の中で、これまで、厚生病院のあと利用等も含めて検討してきましたが、厚生連の持ち物ということもあって難しい状況であります。

ただ、この間に、町内の空き家を利用し、民間活用によるグループホームの施設整備を図る話も聞いており、こうした関係も含め、平成21年度の計画の中で、サービスの必要量の検討など、総合的な計画を立てることになると思っております。

山下委員

身障者が生活する上で重要とされる、バリアフリー化の関係で、平成18年の新バリア法成立後における、本町の公共施設を見たとき、バリアフリー化はおろか、町内のどこにも障害者専用の駐車場すら確保されておらず、役場庁舎も同様であります。

そこで、障害者の役場来庁時における対策として、新年度において、身障者専用駐車場の整備をする考えについて。

また、郷の駅周辺の整備については、第一にバリアフリー化を考え、進めるべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

菅原町長

ご指摘の役場庁舎もバリアフリー化の状況ではなく、役場内のいろいろな配線は埋設型となっていないため、足の悪い方はつまづく恐れがあります。

ただ、今のところ、役場庁舎全体の整備計画はありませんが駐車場の問題等については、検討したいと思っております。

また、郷の駅のところの駐車場については、車椅子や障害者の方々が停まれるものは設けておりますが、トイレについてもそのような配慮をしてまいりたいと思っております。

商業ブース部分は、民間の方に、ある程度任せる形になっておりますが、障害者対策としてのバリアフリー化の関係については、十分配慮するよう求めてまいりたいと思っております。

越後委員

厚生クリニックの赤字補てんについては、一昨年まで3分の2のものが、昨年は全額補てんすることで議決しております。

先の議員協議会の中で、町長から、町内の概ねの理解が得られたら、厚生クリニックの調剤薬局を、外部委託するとの説明がありましたが、現在、一日約50名の町内の患者さんが来られている中で、患者さんの利便性を考えたとき、このような形にはならないと思っております。

聞くところでは、進出する業者は、J・A系列の資本関係で

全くの民間ということから、商行為の中で、収支が合わなくなれば、撤退ということが絶えずあるわけで、患者さんに、従来のようなサービス提供ができるのか、疑問を持っております。

このことは、厚生連が決めることではありますが、地元の町長としての考えを伺います。

菅原町長

厚生クリニックの収支の関係は、町民の皆様も大変心配していることで、ここの赤字が、予算全体に及ぼす影響が大きいとの認識から、日頃から経営改善に取り組んでおります。

この外部薬局の関係は、厚生連の経営方針が大きく影響しており、厚生連の方とは何度か話をしておりますが、医薬分業により、薬剤師が1名減ることで基本的には、いくらかの赤字が減ると想定しております。

現在までの回答として、調剤薬局に薬剤師と事務方として2から3名の方が配置されるということで、町としては、患者さんの送り迎えや薬を届けるなどの配慮が前提になると話しており、これについてはやっていく旨の話を伺っております。

利便性としては、町民の皆様が、今まで厚生クリニックで買っていた薬よりは、ジェネリックを使うことにより、価格は安くなることが期待できます。

ただ、最終的な判断は、厚生連が行うことで、町は、住民や患者に不便をかけることは認められないと話しております。

経営改善としては、厚生クリニックを、多くの町民に利用願うことですが、現在、先生が替わり、1日45名から50名と、1割強の患者が減っている状況であり、これを55名から60名まで増やせるよう努力をする一助として、現在、調剤をやっている場所を、住民のコミュニケーションの場として、開放していただき、その利用の延長線上で、2階の利用方法が考えられないかということで進めております。

また、民間であることの不安については、厚生連自体、公的と言っても同じ民間であり、新たに進出する調剤薬局が、経営的に採算がとれるような努力が必要だと思っております。

越後委員

旧厚生病院の使用されていない2階部分の関係で、国の補助金問題が、今後どのような方向に向かっていくのか伺います。

菅原町長

補助金の返還の関係で、厚生連が一般病院として補助金を受けておりまして、クリニックになったことで目的外との見方もありますが、病院と同じ診療をするということで、理解をいただくことになっております。

その中で、あいまいではありますが、一定程度の年数が経過した場合、補助目的がある程度達したと見なすという案も出てきており、我々も、何とか制度的に解決できるよう努力したいと思っております。

この関係は、喜茂別町だけの問題ではなく、苫前や上湧別など、他の町村も同じような形態で悩んでおりまして、2階の使い方については、もう少し時間をいただきたいと思います。

越後委員

次に、農業関係で、北海道の地域振興補助を活用し、除礫対策としてストーンクラッシャーが3台入っております。

稼働状況を見ると、春先や秋の天候状態でムラが出ていると思われるが、実態の把握と必要な対策は取られているのか。

また、ストーンクラッシャーの導入で、石礫除去は、ある程度進みますが、全体的な耕地の改良とはなりません。

そこで、近隣の京極や真狩で行われている、耕地の基盤整備事業について、本町も来年度以降、あるいは中期の中で、取り組む考えがあるのか伺います。

細田産業振興課長

ストーンクラッシャーについては、3台導入し、4百ヘクタールを5ヵ年でかける目標数値で実施しており、稼働時期としては、春と秋で、これまでの実績では、秋については現実的に厳しく、本年度からJ・Aようていと協議をし、春の稼働実績を伸ばすことで目標を実現したいと考えております。

また、近年の国営事業の緊急対策事業の中に、今までの約2分1の受益面積で実施できる事業が創設され、そのメニューの中に客土、除礫、暗渠等があると聞いております。

本町では、ここ数年、農地改良事業というものが、まったく行われておりませんので、現在の

農地の状態を的確に捉え、この事業を導入すべきかどうか、今後、検討してまいりたいと考えております。

越後委員

次に、平成19年度において町民公園の立木２百数十本が伐採されております。

これは町有財産ですから、一定の評価をしての伐採と思いますが、本決算書に載っていない理由と、立木代金、伐採費用の収受について伺います。

藤井建設課長

平成18年の大型暴風で、町民公園内の立木が多数倒木したことと、パークゴルフ協会からのコース整備の要請などを検討した結果、業者より見積書を徴収し、覚書を取り交わす中で、伐採したもので、収入となる木材の処分費と伐採経費の差額が出なかったことから、決算書には記載されておりません。

内村総務課長

公有財産としての扱いの関係ですが、町民公園内の立木は、山林と違い、財産として取り扱う性質のものではなく、公園の一部として育成するもので、財産としてのカウントはしておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

越後委員

次に、町の債権の中に、前町長の損害賠償の件がありますが現在、この関係の回収状況はどうなっているのか。

また、昨年の損害賠償金にかかる遅延損害金の権利放棄の議決時の説明で、２年後に当事者の身分が変った時は、協議を行うということでしたが、その協議が始まる時期というのは、いつ頃になるのか伺います。

内村総務課長

損害賠償金の合意書に基づく金額ですが、昨年５月から11月分の１百５万円については、12月に入金されております。

その後の12月から３月までの分については、それぞれの月の末に入金されております。

加藤副町長

昨年、権利放棄の議決時の条件としては、平成19年５月から21年３月までの分について、就職先で役員をしている給与から毎月15万円を支払うことと、前町長が役員を辞したり、解任された場合は、年金から月２万円から２万５千円を支払うというもので、この度、役員を辞したということで、今は、２万円の支払いを受けております。

また、当初の毎月15万円を支払うという提案は、平成21年３月までで、21年４月以降の支払いについては、21年２月に協議することになっており、弁護士を通じて、相手側と協議をしていきたいと考えております。

冬の花火大会

戸井委員

この件で、会社の退職時の退職金は出ているのか。

また、年金のみの場合、月２万円という、副町長の説明は理解しますが、何年も経過している中で、このまま合併後も延々とこの形でいくことについて、何らかの解決方法が無いものかと思慮しております。

菅原町長は、裁判で決定したものは、何とか全額取ると言われておりますが、現実的に、何十年もかかるということであり見かたを変えて、どこかで大きな区切りを付ける判断をすべきではないかと、私は、原告団の一人として思っております。

町も原告団も、裁判が終わった時に、弁護士に対する裁判費用を払っておりますので、その経費の額は大筋でわかると思いますし、立て替え金の原資も加森観光の方から入っており、そのことを総合的に勘案し、何とか、本人も原告団も納得のできるような形の中で、早急に解決する方法がないものか、今一度真剣に考える必要性があるのではないかと思いますが、この関係について、考えを伺います。

加藤副町長

今回の前町長の退職に伴う退職金の関係で、相手側の弁護士に確認したところ、退職金は出なかったということです。

菅原町長

この問題については、判決が出てから、二度とこういうことになってはならないという思いとともに、前町長に対して、町長職という意味での対応をしていただきたいと、当初から伝えております。

今回の減額については、契約のとおりでありますが、この知らせというものは、前町長から一切無いことから、弁護士を通して文書で状況を知らせるよう申し入れをしておりますが、今日に至るまで、文書による回答が無く、町長職まで務めた方ですから、約束ごとは、きちっと説明する責任があると、私は思っております。

先ほど、戸井委員の方から、この問題については、合併もあることから、ある程度の整理を付けるべきとの発言をいただきましたが、これまでの不誠実な対応から、私は、減額納付での解決ではなく、毅然とした態度で臨むべきと思っております。

ただ、今後、弁護士から、新たな回答が出てくれば、考えなければなりませんが、現在まで回答が無いことから、厳しい状況になっております。

戸井委員

相手側の誠意を持った回答に期待することはわかりますが、役員を辞める時の退職金についても、出なければ終わりで、ずっと待ち続けるのではなく、いつかの時点で、現実的な対応を早急にとるべきと思います。

また、損害賠償金の中身は高率で計算された利息であり、支払額の関係も、今後、月2万5千円ずつの支払いでは百年近くもかかりますし、町が負担した金額は分かるので、その辺を交渉材料としながら、打診するのも一つの方法と思います。

原告団の一人でありながら、勝手ではありますが、再度、考え方を伺います。

菅原町長

戸井委員から、この問題の解決策としての前向きの発言をいただき、考える余地はあると思いますが、金利分の免除の件では、議会の場で議論を呼んだ経過から、私は、厳しい結論だと受け止めており、判決による金額を納めていただくことが基本であると思っております。

ただ、誠意が見られる中では合併期日が交渉の一つの山場と考えておりましたが、残念ながら現在まで一切不穏ということで、現時点では考えられませんが、今後の経過によっては、歩み寄るチャンスは出てくる可能性はあると思っております。

中学生うどんづくり体験学習

本会議　質疑要旨

報告第1号
工事請負契約の専決処分に関し承認を求めることについて

菊地議員

最近、議会を招集する時間的余裕が無いという理由で、本来議会の議決事項に属する案件が専決処分されるケースが目立ってきております。

この関係では、町民から指摘が出ている中で、今議会にも3件の案件が出ております。

改正前の、地方自治法第179条の市町村長が専決できる主な理由としては、普通地方公共団体の長において、議会を招集する暇が無いと認める時とされておりましたが、平成18年の改正により、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認めたときに、条文が改正されております。

この専決処分ができる、案件に対する要件としては、明らかに緊急性を要し、議会を招集し議決を経ている間に、住民生活や施設の運営に等に大きな影響

を及ぼすなど、その時期を失ってしまうおそれがある場合で、その運用にあたっては、制度の趣旨を逸脱しないようにすべきとの観点から、専決処分が可能となる場合を、緊急を要する場合に限定し、明確化したものと、私は、理解をしております。

そこで、地方自治法改正後の専決処分に対する認識と、本案件が緊急性を要し、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであり、専決処分することが可能であると、判断された理由について町長に伺います。

菅原町長

ご指摘の専決処分の関係については、町づくり懇談会で、町民の方からも、ご指摘をいただきましたが、平成18年の地方自治法改正以降は相当厳しく捉えるということもあり、今後においては、相当慎重に扱う点で、私どもの考え方を整理しなければならないと考えております。

今回の件については、降雪期が近いことと、早急の対応を最優先させた、その時の判断であったということで、いずれにしましても、私どもの認識を改めて確立しなければならないことを、今議会で申し上げ、説明に変えさせていただきます。

菊地議員

①町村の段階で、議会を招集する時間が明らかに無いほど、緊急性を要する案件が、多くあるとは考えられないわけです。

真に緊急を要する場合は、法の規定により、3日の告示期間を置かないで議会を招集することは可能であります。

私は、今の町長の答弁内容では、本件が明らかに緊急性を要した案件とは認め難く、本案件を承認することは難しいので、再度、答弁を求めます。

②専決処分は、各担当課長が理事者の決済を受けて行うものですが、最高責任者の町長が安易に決済した場合は、担当者が意識することにつながりません。

そこで、職員に対し、専決処分に関する指導は行っているのか伺います。

菅原町長

①どういう状況になるのかは個々の問題でありますが、今後は、緊急性も含めた議会の開催について、議会側と相談してまいりたいと思っております。

②特段の指導は行っておりませんが、案件ごと説明を受け、承認する形を取っております。

いずれにしても、私の決済は、最終的な責任がありますので、今後、そのへんを改めてまいりたいと考えております。

館内議員

本件の設計変更の内容については、車道と歩道の幅及び路盤の舗装厚が、それぞれ1センチずつ増えたことと、歩道と民有地に高低差が生じたということですが、今回の工事に関しては事前の調査は済んでいると思われるのに、なぜ設計変更の対象となるのか、また、専決処分でなく、9月議会の補正で間に合ったのではないかと思うが、そのへんについて伺います。

藤井建設課長

国道や市町村道の舗装厚は標準設計で決まっておりますので事前の調査はしておりません。

また、総体の舗装厚は、全部を剥がさなければ、標準設計より増えているかどうかはわかりませんので、9月議会に補正予算の提出はできませんでした。

戸井議員

専決処分の関係で、議会を開く暇が無いことを、議長に打診をしているのか、

また、議会を開く暇が無いということを、町民は議会の都合として受け取るので、予算をチェックする議会の立場としては専決処分は慎重に対応すべきと思いますが、考えを伺います。

加藤副町長

本当に、議会を招集する暇がなく、まさに急使の案件ということで、町長の責任で専決処分をし、実施すべきと判断したものであり、議会に連絡を取らずに行っており、議会の都合ではないということです。

戸井議員

本案件は、専決処分で対応ということで、予算の使われ方は事後承諾になるわけで、特に、まちづくり交付金事業は、町民も関心を持っている事業であり度々の増額ということになると

予算の使われ方に疑義が出てくると思いますが、このへんの考えを伺います。

菅原町長

予算の執行については、議会の皆様の厳しい指摘を十分に踏まえ、専決処分に対する考え方を、あらためて考え直していきたいと思っております。

日下議員

先程の副町長の答弁では、最終的に町長の責任で行うということですが、本町は、過去において、そういうことでの間違いを起こしてきた経過があります。

専決処分に議会のチェックを入れることが、自治法改正の精神であり、一日あれば議会は開けるわけで、議会の問題としても検討しなければならないと思っておりますが、専決処分の正当性の見解について伺います。

加藤副町長

地方自治法改正の解説で、その客観性の具体的な要件は決められないということで、あくまで法規裁量行為として、町長の判断が、最終的に法律的な判断を仰ぐこともできるということで、時間的な余裕が無いことが明らかということは、一般論の判断ではなく、個々の判断で、工事の遅れは住民に迷惑がかかることから、この判断については適法だと思っております。

日下議員

副町長は、町長の専決事項で町長が判断することと答弁しておりますが、この判断に重きを置くと、いろいろな問題が生ずることから、自治法の専決処分条項が改正されたと思います。

その精神を踏まえ、契約変更で金額が大きく増額されることを勘案したとき、議会を開く時間的余裕が無いことが明らかであることの理由としては、納得できる回答では無いので、再度伺います。

加藤副町長

この工事請負契約の変更内容からして、やらざるを得ないということで、町長としては、一日の暇も無いという判断で、専決処分したことで、暇が無いということの判断の認識が違うかもしれませんが、専決処分の事案と判断したということです。

菅原町長

この関係で、各議員のいろいろな意見を伺いましたが、私の最終的な責任のもとで、できるだけ支障の無いように勧めるのが本意だと思っております。

皆さんから、いろいろな意見をいただいている中で、庁舎内での新たなルール作りと、どういうレベルで専決処分をやっていくのか、改めて議会との調整を、約束させていただきたいと思っております。

私としては、今回の専決処分は、適正だったと思っておりますが、ご指摘の件については、十分に考慮してまいりたいと考えております。

反対討論

菊地議員

私は、町長が行った専決処分を、議会が承認することは、町長が議会に代わって行った意思決定を承認するという、重要な行為であると思っております。

確かに、議会で、本案件が不承認となっても、専決処分の効力、そのものには影響が無いわけですが、町長の町政執行上の道義的責任というものは、当然出てきます。

私は、ただ今の、各議員の質問に対する答弁では納得できませんので、反対をいたします。

賛成討論

賛成討論はありませんでした。

（採決の結果、賛成者2名、反対者7名で、報告第1号、工事請負契約の専決処分に関し承認を求める件については、不承認となりました）

喜茂別保育所もちつき大会